

障害者の虐待防止のための取組について

1. 現状

- 障害者自立支援法第2条には、市町村の責務として、「障害者に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」等が規定されている。
- 各都道府県に対する通知等により、虐待を受けた障害者の一時的な保護、他施設への入所措置等虐待の防止のための適切な対応を行うよう要請している。

2. 平成22年度予算における対応

- 障害者の虐待を防止するために、家庭訪問の実施や相談窓口の体制強化等を含めた地域における連携体制の整備等を行う都道府県に対し補助を行う事業を創設。(予算額:約4億7千万円)(新規)【別紙1】

3. 今後の方向

- 障害者制度改革については、本年1月12日から、障害当事者等からなる「障がい者制度改革推進会議」において、議論が行われている。
障害者の虐待防止法制の在り方についても、推進会議での論点の一つとして取り上げられている。

(参考)議員立法の動向

- ・平成21年7月9日(第171回通常国会) 民主党・社会民主党・国民新党 衆議院に提出
「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」【別紙2】
→ 平成21年7月の衆議院の解散に伴い廃案
- ・平成21年7月9日(第171回通常国会) 自由民主党・公明党 衆議院に提出
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
→ 平成21年7月の衆議院の解散に伴い廃案
→ 平成21年11月25日(第173回臨時国会) 衆議院に再提出、継続審議
(再提出の際には、みんなの党も提出会派として追加)

平成22年度予算における障害者虐待防止対策等について 【別紙1】

○障害者虐待防止対策支援事業費(平成22年度予算・新規事項) 461,587千円

1 事業概要

障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う事業に要する費用を都道府県に対して補助する。

2 主な事業内容

(1)地域協力体制整備事業

- ・ 以前に虐待のあった家庭等に対し相談支援事業者等が訪問して相談を実施、相談窓口の体制強化、虐待を受けた障害者の一時保護を行うための居室の確保等

(2)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

- ・ 施設従事者等に対する虐待防止等に関する研修
- ・ 相談窓口職員に対する虐待の防止や虐待を受けた者の支援等に関する専門的な研修

(3)専門性強化事業

- ・ 都道府県は、学識経験者、医師、弁護士等との連携体制を整備して、医学的見地からの助言、司法的対応への協力等を得て専門性を強化

(4)カウンセリング強化事業

- ・ 虐待を受けた障害者又は虐待を行った者等に対する精神科医等による心理的側面によるケアの実施

3 実施主体 都道府県

4 補助率 1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/2)

○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成22年度予算・新規事項) 3,435千円

1 事業目的

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施し、関連する制度の周知等を行う。

2 事業内容

各都道府県及び指定都市から5名程度の受講者の推薦を受け、年1回程度の研修を実施する。

3 実施主体 国

障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

障がい者に対する虐待が深刻な状況にあり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、虐待の禁止、国等の責務、障がい者保護のための措置、介護者支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、介護者支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

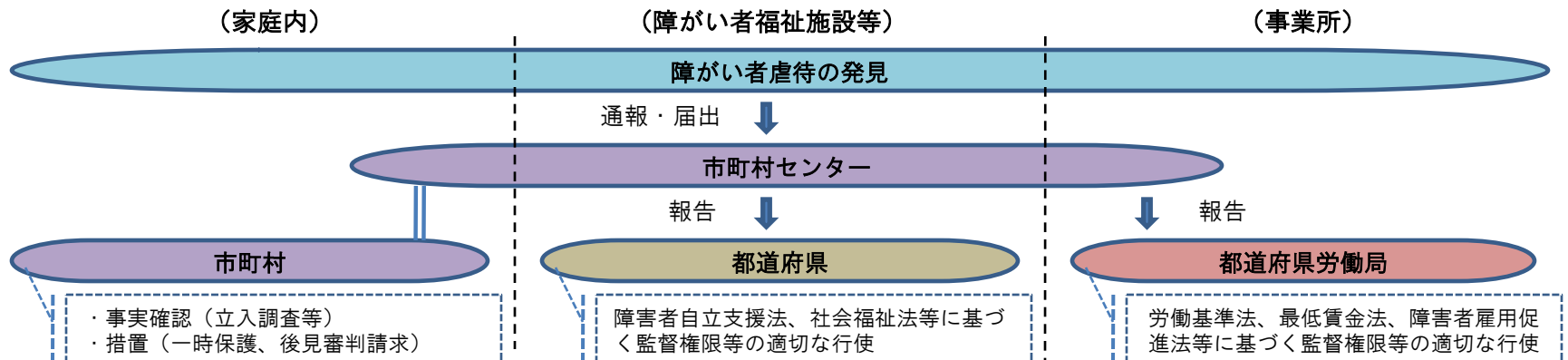
- 1 「障がい者」とは、身体・知的・精神障害があるため、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける者をいう（障害者基本法2条）。
- 2 「障がい者虐待」とは、①介護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいう。
- 3 障がい者虐待は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の5類型

障がい者虐待防止・介護者支援センター

市町村及び都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待に関する通報窓口、相談等を行う「障がい者虐待防止・介護者支援センター」としての機能を果たさせる。

虐待防止施策

- 1 障がい者に対する虐待の禁止規定、障がい者虐待の防止等に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定、介護者支援のための措置に関する規定、公表規定等を置く。
- 2 障がい者虐待の防止等に係る具体的スキーム



- 3 学校、保育所等及び医療機関における障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づける。

定義

- 1 平成22年4月1日から施行する。
- 2 障がい者に対する虐待の防止等に関する制度については、施行後3年を目途に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等の障がい者には施設等の種類に応じこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

平成22年2月15日 - 衆 - 予算委員会 議事録(抜粋)

○高木(美)委員

最後に、時間が迫ってまいりましたが、長妻大臣に一点お伺いしたいのは、先ほど、制度改革推進会議の中で虐待防止法も検討するというお話がありました。これは、まさに緊急性を要する課題です。昨年七月九日、当時の自公案、そしてまた民主、社民、国民新党の野党案、両方提出をして、廃案となり、こちらの方は、みんなの党も入りまして、再提出をいたしました。

実は、ここまでの間も、既に虐待事例が発生しております。十一月、十二月、またことしの一月、さまざまなこうした事例が発生していることを考えますと、私は、この虐待防止法、一日も早く、やはり、虐待を受けても我慢するような貧困な社会ではなくて、障害を理由として何人も虐待してはならないという、これを議員立法で進めていきたいと思っております。議員立法で出せない党内事情があたりであれば、閣法で一日も早く対処をすべきと思います。大臣はどのような御見解なのか、答弁を求めます。

○長妻国務大臣

今、議員の皆様方の間でいろいろ御議論しておられるというのは聞いております。

政府、内閣といたしましても、福島大臣が担当でございますけれども、例の障がい者制度改革推進会議の議題に虐待防止法についても上っておりますので、これについても内閣の中でも統一見解をまとめていく作業をしていくと同時に、議員各位の皆様方の御議論も我々は見守っていきたいというふうに考えています。

障害者への虐待に関する
最近の主な新聞記事

(参考資料)

知的障害者に暴行

準強姦容疑 元施設支援員逮捕

千葉

千葉県二宮町の障害者支援施設「青松学園」の生活支援員だった男が昨年一月、重度の知的障害を持つ20代の女性入所者に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕、起訴されたことが関係者への取材で分かった。捜査関係者によると、男は榊田悠人被告(23)。昨年一月下旬の夜、同施設内で、知的障害のため意思表示できない女性を性的に暴行した疑いが持たれており、容疑を認めているという。女性は暴行を受けて妊娠し、昨年8月に胎児を死産した。DNA鑑定から父親が榊田被告と判明したという。

人で夜勤だったが、職員は仮眠し、気づかなかったという。同施設の入所者は30人ほど。榊田被告は入所者の生活全般を介助する職員で、07年3月から逮捕される今年2月まで勤務。逮捕後、懲戒解雇されたという。

青松学園を運営する社会福祉法人「児童愛護会」の多田久宏施設長(53)は「利用者や

家族に申し訳ない気持ちだ。入居者を守る立場だったのに、なんて言っていないか」と話した。

【森有正】

施設女性に性的暴行

千葉 元職員の内容疑者逮捕

千葉県内の障害者支援施設で、入所者で重度の知的障害がある二十代の女性に性的暴行を加えたとして、同県警が準強姦の疑いで、同施設の元職員榊田悠人容疑者(23)を逮捕、千葉地検が同罪で起訴していたことが七日分かった。

榊田被告は事件当時、別の男性職員と二人で夜勤中だったが、もう一人は仮眠中で気がなかつた。昨年八月に施設関係者が女性の妊娠に気づき、女性は同月中に病院で死産した。

県は昨年八月、入所者が妊娠したとの報告を受け、再発防止と経過報告を指導した。

H22.4.7(水) 新聞記事

東京新聞(夕刊) 9面

千葉県内の障害者支援施設で、入所者で重度の知的障害がある二十代の女性に性的暴行を加えたとして、同県警が準強姦の疑いで、同施設の元職員榊田悠人容疑者(23)を逮捕、千葉地検が同罪で起訴していたことが七日分かった。

榊田被告は事件当時、別の男性職員と二人で夜勤中だったが、もう一人は仮眠中で気がなかつた。昨年八月に施設関係者が女性の妊娠に気づき、女性は同月中に病院で死産した。

県は昨年八月、入所者が妊娠したとの報告を受け、再発防止と経過報告を指導した。

障害児施設 13職員が体罰

大阪 2年以上、21人が被害

大阪府寝屋川市の知的障害児施設「月の輪学院」で、職員13人が入所児童ら21人に対して体罰などの虐待を日常的に繰り返していたことが7日、わかった。少なくとも2年前から続いていたとみられ、府は児童福祉法に基づき同施設に監査に入り、改善報告を提出するよう指導した。児童らにけがはなかった。

府などによると、施設に入所する約50人のうち5、22歳の計21人が体罰を受けていた。関与したのは児童指導員5人と保育士8人で、パニック症状になった児童の顔を平手でたたいたり、動かない児童を力ずく

で立たせたりしていた。けんかをした児童を注意する際に、服や体をつかんで引きずることや、馬乗りになり押さえたこともあった。

府の調査に対し、職員らは「そういう方法が当たり前だ」という認識だったと話したという。施設を運営する社会福祉法人の永島剛

理事長は取材に対し、「責任を痛感している。真摯に反省し、再発防止に努めた」と話した。

読売新聞
4月8日 朝刊
31面

知的障害児施設で虐待

大阪 殴る、身体拘束など441件

大阪市城東区の社会福祉法人「大阪福祉事業財団」が運営する知的障害児施設「すみれ養育館」で2005年4月～09年10月、職員が入所者に対し、顔面を殴るなどの虐待や、要件を満たさない身体拘束など児童福祉法に違反する行為を計441件繰り返していたことが、市の監査でわかった。ほか人もあり、市は「行き過ぎた行為があった」として3月下旬、同法に基づいて施設に是正指導を行った。同財団の理事は「故意ではなかったが大変申し訳ない」と話している。

2010.4.14(水)

読売 [夕刊] (14面)